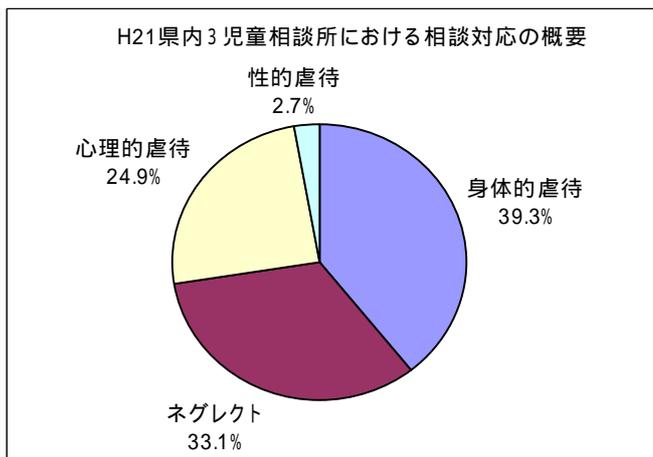
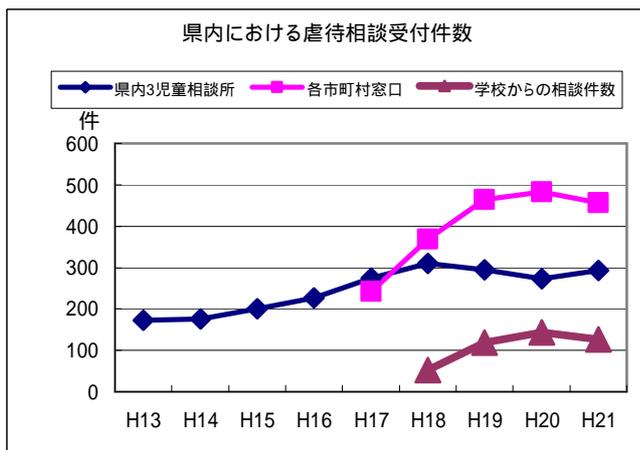


## 児童虐待：気になる子どもはいませんか

全国的に、児童虐待に関わる痛ましい事件が報告されていますが、平成 21 年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は 44,210 件で過去最多を更新しました。また、県内 3 力所の児童相談所の相談対応件数は 293 件で前年度より 20 件増加し、相談対応の概要は下の円グラフのとおりです。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、学校の教職員等に対して、児童虐待の早期発見等に努めるべき努力義務を課しています。子どもたちの外見やさりげない行動の中から「心の叫び」に敏感に気づいて、職員全体で、早期発見、早期対応、再発防止に取り組むことが必要です。



### 【虐待を受けている子どもの兆候(サイン)】

～子どもの感情に共感的に理解し、  
信頼関係を築く必要があります～  
反抗的な言動や虚言  
大人の前で過度に緊張する、極端に聞き分けが良い  
衣服、身体が不潔、虫歯などが未治療  
自分の要求がかなえられないとかんしゃくを起こす  
万引き等の非行、深夜徘徊  
遅刻、欠席、忘れ物、保健室登校、学力低下・・・

### 【気づいたときは、直ちに通告】

虐待の証明はしなくてよい(判断するのは市町村・児童相談所の役割)  
一人で抱え込まない、組織対応の重要性  
記録の重要性

～子どもを守ることが優先されるため、  
守秘義務違反とはなりません～

### 【子どもが虐待を受けたと思われる時は通告を】

全国で児童虐待による痛ましい事件が相次いでいますが、県内でも、本年5月に養父が児童の顔を殴るなどしてけがを負わせた疑いで逮捕された事件がありました。この事案では、学校関係者が児童のあざに気づき通告、学校や役場、児童相談所が連携して対応し、児童はすみやかに一時保護されました。学校においても、気になる子ども(サイン)を見逃さず、虐待を受けたと思われる場合や、不適切な養育がされている場合は、市町村や児童相談所に通告してください。

11月には児童虐待防止推進月間です。オレンジリボンがシンボルとなっており、家庭や学校、地域などが児童虐待に対する関心を深め、虐待防止の取組を進めることとしています。県内でもセミナーなどを開催しますのでご参加いただくほか、学校全体でもリーフレットなどを活用し、児童虐待への対応を確認しましょう。

岩手県保健福祉部 児童家庭課

### 教職員向け研修教材「児童虐待と学校」(文部科学省)

児童虐待問題に対する教職員の意識啓発と対応スキルの向上のため、ご活用ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm)

不適応対策に係る情報を発信していきます。不適応対策指導の参考に活用していただければ幸いです。

岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当 (019-629-6145)

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=1813&ik=3&pnp=86&pnp=1779&pnp=1813>